国土交通省告示第225号　第一項　第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN S43 B−TOP における最大出力は 12,040Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.79KW となる。

・第二号　イ　に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$　（開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合）

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop：ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
Lssl1：ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
Lssl2：ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
Av1：ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)
Av2：ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN S43B−TOP　の足を含まない本体部分の大きさは
縦62.0cm　横73.5cm　奥行45.5cm
またB−TOPユニット部の鉛直投影面積を437.37cm²とする。

Av1= 73.5 X 62.0 = 4557.00(cm²)
Av2= 45.5 X 62.0 + 437.37 = 3258.37(cm²)

これより

$Lsop=2.40\sqrt{4557.00}$ = 162.01 (cm)
$Lssl1=1.59\sqrt{4557.00}$ = 107.33 (cm)
$Lssl2=1.59\sqrt{3258.37}$ = 90.76 (cm)

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、
外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正　国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

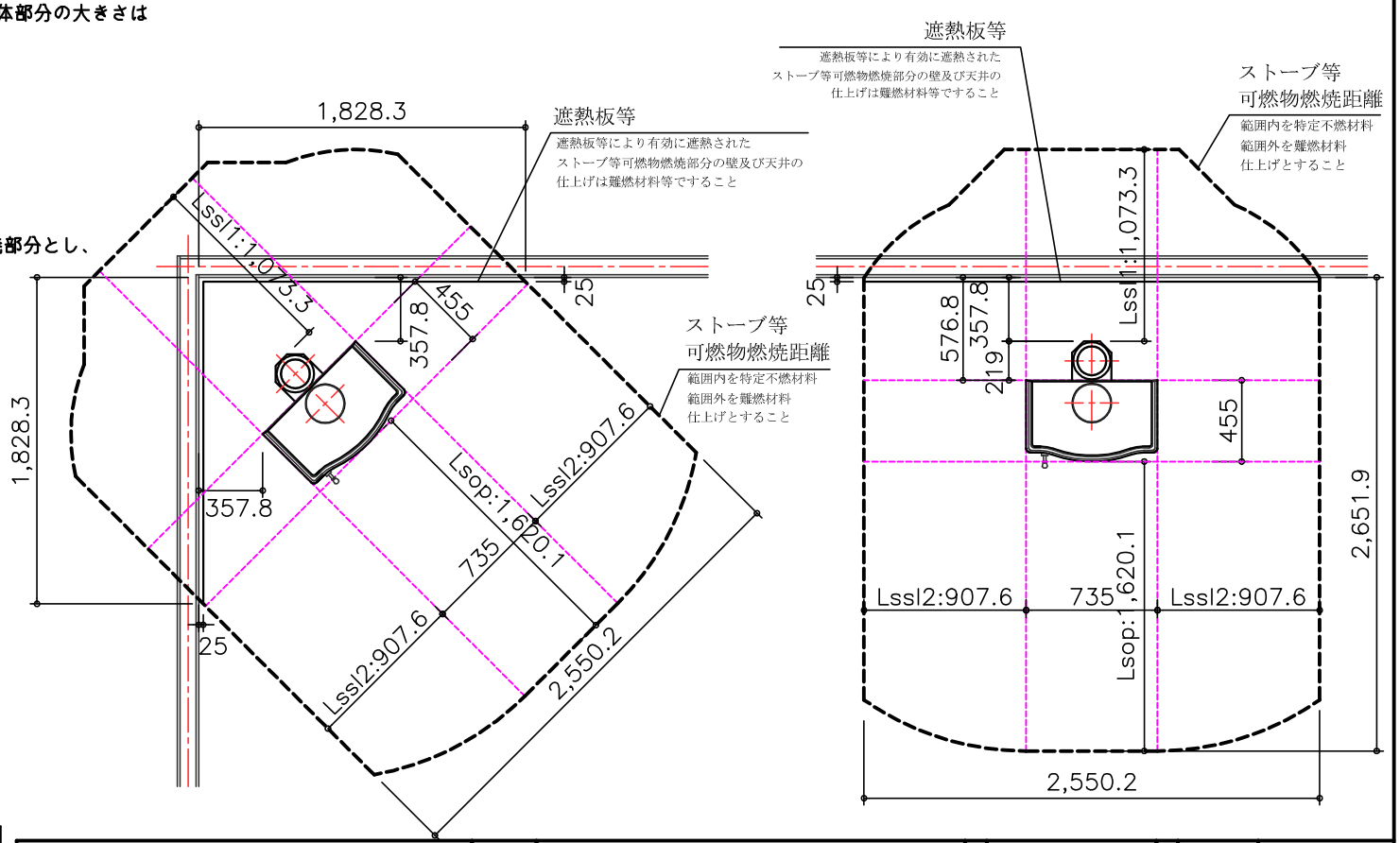
・コンクリート
・れんが
・陶磁器質タイル
・繊維強化セメント板
・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
・鉄鋼
・金属板
・モルタル
・しっくい
・石
・厚さが12mm以上のせっこうボード
（ボード用原紙の厚さが0.6ｍｍ以下のものに限る。）
・ロックウール
・グラスウール板

・第二号　ロ　に基づく　ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)−(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は　27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は　2.5cm 以上

(2)　ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S43 B−TOP の場合
背面方向：Lssl1 X 1/3 = 107.33/3 = 35.78 (cm)
側面方向：Lssl2 X 1/3 = 90.76/3 = 30.25 (cm)



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時
	記号	cm²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	4557.00	ガラス	Lsop	1620.1	−
背面	Av1	4557.00	鋳物	Lssl1	1073.3	357.8
側面	Av2	3258.37	鋳物	Lssl2	907.6	302.5
上面	Ah	3826.05	鋳物	Hs	1282.4	641.2

株式会社　京阪エンジニアリング
〒601−8184 京都市南区上鳥羽南村山町29−1
Tel (075) 682−7177Fax(075)682−7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	検図	2023年7月28日
図面名	S43 B−TOP 国土交通省２２５号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	検図	設計	製図 舟木	図番 1/2